

改正建築基準法・省エネ法の施行に伴う講習会の開催について
主催（一財）石川県建築住宅センター

令和7年4月1日から改正法が施行されます。
住宅センターでは、当センターをご利用の皆様を対象に下記日程で講習会を開催します。

記

- ◆ 開催日 令和7年2月20日（木）及び2月27日（木）（2回開催）
- ◆ 開催時間 13時30分 ～ 16時30分
- ◆ 開催場所 石川県消費生活センター大研修室（当センター横）
- ◆ 講習内容 改正法の概要及び申請書や設計図書記載上の注意点など
- ◆ 定員 各回 40名
- ◆ 申込方法 **メール又はFAXで申込み**
メールアドレス：kanazawa01@ikjc.jp
FAX番号：076-260-8475
- ◆ 申込書の記載内容（申込書の書式については裏面をご覧ください）
表題：改正法講習会申込み
参加希望日
会社名又は事業所名
連絡先電話番号及びメールアドレス
参加者氏名（複数名の場合は全て記載）
- ◆ 申込期限 令和7年2月10日（月）
- ◆ テキスト代 2,000円（当日持参願います）

■ 追記

- ① 令和7年4月1日以後に着工予定の物件の事前審査は、
令和7年3月20日から書類の受け付けを始めます。
（但し、正式な申請は令和7年4月以降となります）
- ② 基準法や省エネ法の個別相談については、令和7年3月1日から受け付けます。
その場合は、具体的な「質問内容」を明記するとともに「関係図面を添付」して
下記メールで送付願います。（各特定行政庁とも協議のうえ回答します。）

メールアドレス：kanazawa01@ikjc.jp

表題：改正法質疑

（注意） あくまでも個別事項の相談で、事前審査は3月20日からとなります。